

林業の基本問題と家族経営的林業について

北 川 泉 (林政学研究室)

Izumi KITAGAWA

On the Basic Problem of Forestry

and Family Forest

はじめに

林業における基本問題と基本対策が、昭和35年10月に答申されて以来、はやくも2年の年月が過ぎようとしている。その間、林業の基本対策が具体化されたのは、去る第40国会において、森林計画制度を中心とする一部の森林法が改正されたのみに止っている。もっとも、その間における林業基本問題に対する議論にはかなり活潑なものがあったが、基本問題の中心的な位置を占める林業の構造改善に関する対策は、未だ海のものとも山のものともつかぬ現状にあるといつてよいであろう。

そこで、この小論では、さきの「基本問題」で提出された構造改善なるものが、どのようなものであり、何をネライとしたものであるかを主として林業の生産関係の内部に求めて、その問題点を明らかにし、併せてわが国林業発展の方向を考えてみたい。その試みが「基本問題」で提出された重点対策に焦点をあわせることになる以上、中心は「基本問題」でいうところの家族経営的林業の性格分析となるが、まず、その前提として「基本問題」で考えられている林業の基本問題および林業の構造問題とは何かということからみていこう。もとより、今日の林業問題は、より基本的には、わが国の資本主義機構そのものに規定されて生じているものではあるが、それが、林業問題として発現するかぎり、林業の生産関係の内部においても、なんらかの矛盾が存在するはずである。

I わが国林業の構造問題

昭和35年10月に答申された「基本問題」の中で提示された林業の基本問題の所在をみると、ほぼつぎの通りである。

(i) 林産物の需要 構造の変化と有効需要の増大に比しての供給の相対的不足の問題

すなわち、一方において、燃料消費構造の変化に伴う薪炭需要の減少があり、他方において、用材の需要においても、構造材の需要に比して、パルプ等の原料材としての需要増加が相対的に大きく、併せて小径木利用の増加により、木材価格の径級格差の縮小などの現象が生じていること。

(ii) 林業所得分配の不均衡の問題

すなわち、近年における林業所得の伸びは大きいですが、その所得上昇は生産性の向上によってもたらされたものではなくて、主として立木価格の騰貴によるものであって、山林地代として土地所有者に帰属する部分が多い。したがって、素材生産所得および薪炭生産所得などを含めた勤労所得として帰属する部分は少なく、土地所有者と林業労働所得との所得の較差が大きくなっていること。

以上の2点が「基本問題」でいうところの林業の基本問題の中核である。

ところで、この中において、林業の構造問題はどのような取扱いをうけているのであろうか。この点に関する「基本問題」での理解は、上に述べた林業の基本問題を根本的に規定しているのが、林業における構造的性質であるとして、その体制的な問題としての構造のあり方を変えることが、基本問題を解決するカギであるというようにみている。そうした意味では、構造問題こそは、基本問題解決へのキーポイントになるわけである。

それでは、基本問題解決へのカギをにぎる構造問題とは一体いかなるものであろうか。それは、「土地所有と資本と労働の結合の不適正、不均等と、その結果としての生産性の低さ、および所得分配構造の跛行性の問題である」¹⁾ という。では、「土地所有と資本と労働の結合の不適正、不均等」とはどういうことであろうか。

まず、その方向としては、「生産性の向上、所得の均衡

的増大」という2つの指標に示されるような「合理的生産構造」を確立するものでなくてはならないとして、

(i) あまりに零細な経営では生産性向上の目的を達成することができないし、所得の均衡的増大もはかり得ない。この見地から、合理的な経営規模を保持した家族経営の形成を推進する必要がある。合理的な経営規模としては、農業経営との関係をも考慮に入れて、社会的に妥当な所得水準を確保しうる規模を目標とすべきである。(3)

(ii) 大規模私有林については、生産性の向上をはかることによって、賃金水準向上の一般的傾向に即応し、社会的に妥当な水準の労賃を支払いうるような経営を指向する必要がある。

(iii) 国有林および公有林については、一方においては家族経営の確立のために、その一部を活用するとともに、他方では、木材生産の増大と労賃水準向上の方向にも即応せしめ、あわせて価格の安定についての配慮が必要であり、この点とくに国有林の機能に期待すべき部面が大きい。(4) としている。

以上の概括で明らかのように、「基本問題」において考えられている、林業の構造改善とは、何よりもまず第一に家族経営的林業の進展を講ずることを強調している点であろう。しかも、林業生産の非近代性、非企業的性格を取除くためにも家族経営的林業に大きな期待をよせているのである。

さて、それでは、わが国林業の構造改善のカナメともいべき「家族経営的林業」なるものは、いかなるもので、どのような内容を持ち、はたして林業の近代化に貢献する度合の大きいものであるのか、また、その形態的林業と対置せられる「資本家的企業経営」との性格の違いのもつ意味を検討してみよう。その上で、はたして家族経営的林業の方向が、林業を近代的合理的な産業部門として確立することになるのか、また、「基本問題」でいうところの、「消費者に対し経済的に、就業者にとっては生活水準の向上に……」(4) という命題に寄与することになるのかを検討したい。

(1) 農林漁業基本問題調査事務局「林業の基本問題と基本対策」(解説版)昭和36年、165頁。

(2) 合理的な家族経営育成の指標としての経営規模としては、次の如く述べている。すなわち、「その規模は、農業経営規模との関係、林地の地位、地利又は地域的特色等によつていちじるしく異なるので、これを一義的に確定することはきわめて困難であるが、その林地からの林業所得が相当額に達し、かつ、その実現が可及的に継続性をもつことがのぞましいので、育林地として一戸あたり少なくとも5町歩程度以上、普通には10町歩程度以上の面積を必要とすることにならう。

主として育林生産のみによる合理的な家族経営の面積規模も、一概には決定されえない、一部の例外を除いては、育林地として一戸あたり少なくとも20町歩程度以上を必要とすると考えられよう。」前掲「林業の基本問題と基本対策」190頁。

(3) 前掲「林業の基本問題と基本対策」168頁。

(4) 前掲書 167頁。

II 家族経営的林業

家族経営に共通する特質は、資本家的企業が雇用労働によって営まれているのと違って、家族労働力を根幹として営まれる点であるといつてよい。そして、資本家的企業では、労働力は可変的であるのに対して、家族経営においては、家族従事者は、経営にほぼ固定的であり、自己の所有する生産手段と結合して一つの経営体を形造る。もっとも、「賃労働を使用するか否かによって、資本家的経済と家族経済とを区別するのは、一面的であつて、賃労働を使用しない家族経済も商品生産を営む限り、生産物を資本主義市場に販売して、その規制を受け、「資本家的」でありうる」という批判がある。(5)しかしながら、この批判は正しくない。個別経済をとりまく経済体制が、いかに高度に発達した資本主義社会であっても、個別経済それ自体が家族経済として——雇傭労働によらない経営として——止まるかぎり、本来の資本家的企業とはなり得ないのである。問題は、資本主義市の規制の下に、個別経営がいかに適応せしめられており、しかもその発展が、何故に「資本家的企業」にまで発達し得ないのか、ということこそ究明すべきなのである。

ともあれ、家族経営の一般的特質は、家族労働力を根幹として営まれる点に求められるのであるが、これと対比されるべき資本家的企業の基本的性格について簡単に触れておこう。

資本家的企業は、一般に規定されているように、(i)一定の資本投下により、利潤の追求を目的とする経営体である。(ii)企業における生産に必要な労働は雇用労働によって求められる。(iii)生産物はすべて商品化され、経営は家計と分離される。

このようにして、経営の目標は最大限の利潤を得るためにあるが、各企業相互の利潤をめぐる競争の結果、利潤率は、ほぼ平均的なところに落ちつくことになる。こうして形成された平均利潤が今度は逆に、個別経営の生産活動そのものを規定することになり、原理的には、恒常的に平均利潤以下の利潤しかあげることのできない経営は、生産を中止することになる。

このような資本家的企業に対して、家族的経営ではこれと異なる現象が指摘される。その幾つかをあげよう。

(i) 家族経営では、家族労働力が一定費的な性質をもつ結果、兼営の経営、とくに農業経営との労働配分のかんによっては、資本家的企業からみれば、不合理と考えられるような労働の過大、あるいは過少投下が行なわれることが多い。したがって、単位当りの労働報酬と年

間の労働報酬の間には矛盾が生ずる。

(ii) 一般の資本家的企業の場合では、利潤が恒常的に平均利潤以下であるならば、原則として生産はストップされるが、家族的経営の場合では、それによって生活が可能である限り、生産は存続せしめられる。それは、経営と家計の一体化のために、また、他の農業などとの兼営のために、経営の不利を農業なり家計なりに転嫁することが可能であるからである。農業経営などに転嫁する場合には、複合所得として認識され、家計へ転嫁するときは、生活程度の切り下げとなってあらわれる。

(iii) 経営組織については、資本家的企業の場合では、有効需要に支えられた利潤を生む資本の大きさによって規定されるが、家族的経営では、家族の大きさや構成が重要な規定的ファクターとなる。(6)

以上のように家族経営を理解するならば、わが国私有林における林業経営の大半は、この範疇のものに含まれるものといえよう。しかしながら、同じく家族経営的林業といっても、その内容に立入ってみれば、相当な違いをもった形のものがある。

そこで、家族的経営をいくつかの類別にわけて考えてみる必要がある。この類別の指標としては、資本家的経営への進化の程度として、(1)賃労働への依存度(2)商品生産の程度——但し、林業生産の場合では、商品化率の大きさのみでは充分ではない。伐採頻度と量を考慮することが必要である。——(3)資本の果す役割の問題などがあげられる。林業の場合では、生産期間が長期であるので、これらの指標によって完全に類型化することは困難であるが、林業経営の性格に重点をおいて、発展的段階的にみてみよう。

(i) まず、**家計補充的林業**があげられる。これは、主として零細な農業経営と兼ねて営まれている場合に多くみられ、林地は主に、農業用資材か又は家計用の資材程度に利用されることが多い。いわば自給経済的農業経営と合体せしめられており、たとえ販売をする場合でも、農家経済内において家計と融合して、農家の生活欲求の充足を目的としており、貨幣の獲得はそのための手段であり、資本家的な利潤めあてではないことは当然である。

また、一般に林業生産は間断的で、保続的でないものが多く、家族労働のみによって営まれている。

(ii) 上述の家計補充的林業は、林業経営としてみると、ほとんど重要な意味をもたないが、同じ補充的林業でも**兼営林業**となるとその性格はかなり異なる。この兼営林業も、その多くは農業又は商工業と兼営せしめられて、主体となる産業の補充的役割を果すにすぎないが、経済活動は貨幣経済の原則によって動かされており、よ

り貨幣取得の意味が強く、部分的に雇用労働によって営まれる場合もある。

(iii) 以上の2つの林業は、林業が従属的に他の産業と兼営せしめられて、補充的に営まれているのに対して、**主業的林業**では、林業自身が経営の主体を占め、生産はほぼ継続的に行なわれ、商品生産を目的としている。また雇労働への依存度は極めて低く、家族労働の賃金による評価は微弱で、経営と家計とはなお密接に融合しており、経営は家族生活の維持拡充を図るという性格が強い。したがって、まだ一般には近代的経済計算の基調のうえに営まれる程度は弱い。

(iv) **家族経営的企業林業**は、家族労働力を根幹とする点では、なお家族経営の範囲を出ないが、生産物は高度に商品生産化され、一部の機械化も進み、集約的経営に進展する。自家労働の賃金による評価も高まり、経営は企業的経済計算によって行なわれるようになる。しかしながら、まだ近代的経済計算の基調は完全なものではなく、経済計算上、生産費を割った価格でも生産が行なわれることがしばしばある。それは、この種林業といえども、一般には素材伐出業又は製材業などと兼営される場合が多く、経営はそれらの業務と未分離のまゝで営まれているからである。

ともあれ、このような家族経営的企業林業といえども、年間の生産規模が拡大するに伴って、賃労働依存が増大してくると、その性格は変質して、資本家的企業としての性格をとらざるを得なくなることはいうまでもない。そうした過渡的段階のものとして、この家族経営的企業林業は考えられるのであるが、その発展が可能であるか否かは、他の諸条件いかににかかわる。それらの点については後段で触れることにしよう。

(5) Ritter, K., Skalweit, A. (磯辺・杉野共訳「チャーヤノフ小農経済の原理」昭和2年初版) 所収など。

(6) 磯辺秀俊編「家族農業経営の変貌過程」昭和37年、東大出版、12頁参照。

III 日本林業における家族経営

さて、つぎにわが国の事情を主として1960年世界農林業センサスの結果によって、簡単にみてみよう。

1. 生産構造

(i) まず、わが国の私有林経営において指摘されるのは、つぎの第1表にみられるように、林野所有のアンバランスであろう。すなわち、一方で5町未満の林家数は全林家数の90.5%を占めるが、その所有する林野は全体の38.6%にすぎず、他方、50町以上の林家は全体のわずか0.3%のものが、全林野の18%を占めているということである。このような、林野所有構造の不均衡は、戦前、戦後を通じてほとんど変わっていない。しかも、総

林家数の94.1%は農家であり、非農家で林地を保有しているものは、わずか5.9%にすぎない。

第1表 林野所有規模別の林家数および所有山林の比率

	1町未満	1~5町	5~20町	20~50町	50~200町	200町以上	総数
林家数 %	58.2	32.3	8.1	1.1	0.3	0.0	100.0
所有山林 %	9.5	29.1	30.0	13.4	10.0	8.0	100.0

(注) 1960年世界農林業センサス「林業調査報告書」による。

自己の保有する山林へ投下される労働力についてみると、植林、手入れ労働では、つぎの第2表に明らかなように、全体では自家労働が70%を占め、雇傭労働は28%程度にすぎない。この関係を保有山林面積広狭別にみると、保有山林面積の小さいほど、自家労働の占める割合は大きい。ほぼ10~20町層を境にして、それ以上の階

第2表 保有山林への投下労働力 (植林手入れのみ)
(単位延千人)

保有山林面積 広 狭 別	総 数		自家労働		雇用労働		その他の労働	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
1反~3反	1,730	100.0	1,583	91.5	114	6.6	32	1.9
3 ~ 5反	1,696	100.0	1,528	90.1	139	8.2	29	1.7
5反~1町	3,277	100.0	2,895	88.3	326	10.0	55	1.7
1 ~ 3町	7,238	100.0	5,952	82.2	1,152	15.9	134	1.9
3 ~ 5町	3,581	100.0	2,671	74.6	831	23.2	77	2.2
5 ~ 10町	3,591	100.0	2,411	67.1	1,103	30.7	76	2.2
10 ~ 20町	2,867	100.0	1,619	56.5	1,187	41.4	60	2.1
20 ~ 30町	1,145	100.0	495	43.3	622	54.4	26	2.3
30 ~ 50町	1,018	100.0	336	33.0	658	64.7	23	2.3
50 ~ 100町	863	100.0	191	22.1	656	76.1	15	1.8
100~200町	523	100.0	57	10.9	457	87.3	9	1.8
200~500町	316	100.0	19	6.3	291	92.1	5	1.6
500町以上	380	100.0	6	1.8	372	97.8	1	0.4
総 数	28,230	100.0	19,768	70.0	7,915	28.0	547	2.0

(注) 1960年世界農林業センサス「林業調査報告書」による。
1959年1月~1960年1月の1年間の実績である。

層では雇傭労働の占める割合が、自家労働よりも多くなっている。労働力構成からみれば、保有山林がほぼ20町歩以下の林家においては、家族経営の色彩が強いものといえよう。

(ii) つぎに、林地への資本投下、すなわち植林の

第3表 保有山林面積階層別林家植林面積比率

保有山林	植林面積比率
1町 未 満	10%
1 ~ 3 町	19
3 ~ 5 町	13
5 ~ 10 町	17
10 ~ 20 町	16
20 ~ 30 町	6
30 ~ 50 町	6
50 町 以上	13

(注) 1960年センサス

状況についてみてみよう。
昭和33年2月から34年1月までの1カ年における保有山林面積階層別林家植林面積比率をみると、つぎの第3表の如くで、植林比率からみると、規模の大小による差はほとんどないが、20~50町歩層においてやや小さくなっている。ただ問

題なのは絶対量の大きさである。同じく植林比率10%といっても、1町歩程度の山林保有では1反歩程度であり、50町歩以上の場合では少なくとも5町歩の植林となる。

これを1戸当り平均植林面積としてみると、保有山林面積3町歩未満層では、ほぼ1反7畝程度、3町歩~20町歩層では、ほぼ5反程度、20~50町層では、1町2反程度、50~100町層では、2町6反、100~200町層では、4町7反、200~500町層では7町、そして、500町以上層では25町9反となっている。(いずれも1959年2月~1960年1月の1年間の実績である)このデータからも1戸当り平均の植林面積が1町歩をこえるかこえないかのボーダーラインにあたるのも、保有山林面積20町程度のところであることがわかる。

また、つぎの第4表によって、過去5カ年に植林をした年数別の林家数をみると、やはり保有山林面積の小さい層ほど継続的な植林をしていないことがわかるが、30町以上層では、ほぼ植林が継続的であることが知られる。

第4表 5年間に植林をした年数別林家数の比率

保有山林	保有山林がある林家数	植林しない	年数				
			1カ年	2カ年	3カ年	4カ年	5カ年
5 ~ 10 町	100.0	33.0	18.3	15.2	12.3	7.9	13.3
10 ~ 20 町	100.0	24.7	14.8	14.0	12.9	10.1	23.5
20 ~ 30 町	100.0	20.6	11.8	11.8	12.3	10.9	32.6
30 ~ 50 町	100.0	18.4	10.8	10.3	11.0	10.8	38.7
50 ~ 100 町	100.0	18.5	9.0	8.8	9.5	10.0	44.2
100 ~ 200 町	100.0	19.0	7.8	7.2	8.3	10.1	47.6
200 ~ 500 町	100.0	21.6	6.1	5.7	8.0	9.2	49.2
500町 以上	100.0	16.8	5.8	3.1	3.1	6.2	65.0
総 数	100.0	28.7	16.2	14.2	12.3	8.9	19.7

(注) 1960年センサス「林業調査報告書」による。
1955年2月~1960年1月の5年間の実績である。

同様に第5表によって、保有山林面積広狭別の令級構成をみると、20町未満層では、幼令林分の占める割合が高いのに比して、20町以上層になると、31年生以上の林分が10%をこえている。とくに200町以上層では各令級にわたって均衡した構成を示していることがわかる。このことは、林業生産が保続化されているためとみてよい

第5表 林家が経営する森林の令級別面積割合

	10年生以下	11~20年生	21~30年生	31年生以上
1町 未 満	52.5	25.8	10.9	8.4
1 ~ 5 町	50.0	26.6	12.3	8.7
5 ~ 20 町	46.1	27.5	14.6	9.7
20 ~ 50 町	42.2	27.3	16.3	12.2
50 ~ 200 町	36.8	26.5	18.0	16.7
200 町 以上	27.2	23.9	20.2	26.6

(注) 1960年センサス

であろう。

(iii) さらに、林産物の販売の状況と林業収入についてみると、まず、つぎの第6表にみられるように、用

材生産では、そのほとんどが販売されており、なかでも、ほぼ5町歩層以上では販売量は90%をこえている。反面、薪炭材では、保有山林面積の小さい層では、自給

第6表 用材・薪炭材の販売・自家用別生産量の割合

	用 材			薪 炭 材		
	総 数	販 売	自家用	総 数	販 売	自家用
1反～3反	100.0	76.1	23.9	100.0	11.3	88.7
3～5反	100.0	79.1	20.9	100.0	16.6	83.4
5反～1町	100.0	79.8	20.2	100.0	20.0	80.0
1～3町	100.0	85.8	14.2	100.0	23.1	76.9
3～5町	100.0	91.9	8.1	100.0	30.2	69.8
5～10町	100.0	92.4	7.6	100.0	40.0	60.0
10～20町	100.0	95.2	4.8	100.0	60.8	39.2
20～30町	100.0	95.9	4.1	100.0	75.0	25.0
30～50町	100.0	93.1	6.9	100.0	63.7	36.3
50～100町	100.0	96.9	3.1	100.0	65.6	34.4
100～200町	100.0	98.6	1.4	100.0	77.0	23.0
200～500町	100.0	99.1	0.9	100.0	92.5	7.5
500町以上	100.0	100.0	0.0	100.0	96.8	3.2
総 数	100.0	91.5	8.5	100.0	34.6	65.4

(注) 1960年センサス
1959年2月～1960年1月の1年間の実績である。

部分の占める比率が圧倒的に高い。やはり、10～20町層を境にして販売部分の割合が高くなっていることがわかる。

つぎに、販売額の大小別戸数をみると、相当過少となっているものと考えられるが、総数では、年平均1万円に満たない戸数が全体の約半数の46%を占めている。さらに「1万円～2万円」、「2万円～10万円」がそれぞれ23%余りで、この3者を加えると全体の92%余りに達し年平均10万円以上を保有山林から得ている林家は1割に満たないことになる。

このことを保有規模別にみると、当然その差は大きく、1町未満層では60～70%以上が年平均1万円未満であるのに対して、50町以上の層では年平均10万円以上のものが50%をこえる。当然のことながら、規模の増大につれて販売額は大きい。

しかしながら、林業における生産期間の長期性および林地保有の零細性、さらには資産的保有林地のもつ性格などから、年々の収入を恒常的に上げ得ない経営の多いことも林業の特徴の一つである。この傾向が小規模層により著しいことはいうまでもないが、規模の大きな階層においてもこの傾向が少なくないことは注目されてよい。つぎの第7表は、過去5年間に林産物を販売した年数別の林家数割合を示したものであるが、既往5年間に林産物の販売は皆無というものが33.3%を占め、わずか1カ年というものが約22%で、この両者を加えると55%と過半を占める。2カ年が約16%、3カ年が10%、4カ年は4.7%、5カ年すなわち毎年多少にかゝらず販売しているものは14%ということになっている。

第7表 5年間に林産物を販売した年数別林家数 (%)

	保有山林がある林家数	販売しない	販売している				
			1カ年	2カ年	3カ年	4カ年	5カ年
5～10町	100.0	37.6	24.1	16.0	9.1	3.6	9.6
10～20町	100.0	29.6	20.6	16.6	11.4	5.5	16.3
20～30町	100.0	24.6	17.6	15.7	12.2	6.5	23.4
30～50町	100.0	23.2	15.2	14.9	11.9	7.4	27.4
50～100町	100.0	22.1	12.9	12.7	11.0	7.8	33.5
100～200町	100.0	24.1	10.3	10.4	9.0	6.4	39.8
200～500町	100.0	24.4	8.7	10.3	6.9	8.6	41.1
500町以上	100.0	22.6	3.9	2.7	4.7	6.2	59.9
総 数	100.0	33.3	21.9	15.9	10.1	4.7	14.1

(注) 1960年センサス
1955年2月～1960年1月の5年間の実績である。

これを山林の保有規模別にみると、「5町～10町」の層では、販売しないものが37.6%、1カ年は24%で、それ以上は10%に満たない。やはり保有山林面積の増大につれて販売年数は多くなり、50町以上の層では毎年継続して販売しているものが33%～60%におよぶ。

また、保有規模の大きな層ほど販売の皆無と、毎年の販売のあるものとのひらきが大きい。このような傾向は前掲第4表の5年間の植林年数と対比してみると、同じようにひらきが大きいことがわかる。すなわち、植林および販売の年数からみた投入と産出の頻度は、同一階層内においてもかなりの差があり、いわば、一方では連年保続的な経営を行なっている林家があると同時に、他方では財産保持的に所有されている林野があることを物語るものといえよう。

以上を総合してみると、わが国で普通20町未満の林業経営は、労働力構成および植林の状況からみて、家族経営の色彩が強く、林業経営自体が独立して経営されている場合はまれで、大部分は農業経営と合体して営まれているものとみられる。それは林業経営が企業的に採算がとれていないというだけでなく、林産物販売による収入が、自立するに可能なだけの大きさに達していないためとみられる。したがって、わが国における家族経営的林業なるものは、そのほとんどが上に述べた家計補足的林業又は兼営林業としての性格をもつものであって、主業的林業又は家族経営的企業林業に属するものは、極めてまれにしか存在しないものとみられる。換言すれば林業経営が家族経営の枠にとどまる限り、その母体としての家族労作的な、主として農業経営の性格によって規定されざるを得ないかめに、経営と家計あるいは農業と林業が抱合された形で、資本家的企業からみれば不合理であっても存続し得ているものと考えられる。

2. 流通構造

家族経営で経営と家計が未分離で、一般に低い段階の

個別的流通の構造においては、これらのあり方によって、流通構造のあり方も規定される面が少なくない。ここでは、労働、資本、商品流通のうち、商品流通のみに限って、ごく簡単にみてみよう。

まず、つぎの第8表によって、林産物がどのように販売されているか、すなわち林木を立木または原木のまま販売するか、あるいは素材や薪炭として販売するかということについてみると、用材については、立木販売のみのものが77.7%を占め、「素材のみ」すなわち直営生産によったものが19%にすぎず、両者の複合した形の

「立木と素材」は3.2%となっている。

この表は1年間の実績による数字であるから、必ずしも充分な恒常性を示すものとはいえないが、とりあえず山林の保有規模別にみると、「立木のみ」の戸数比は、1町未満層では78~79%を前後するが、規模の増大とともに減少し、500町以上層では63%となる。一方、「素材のみ」というのは、逆に保有規模の大きくなるにしたがって若干高率となっている。したがって、保有規模の大きな層ほど素材販売の割合も比較的高いということがいえよう。しかしながら、全般的にみるならば立木販売

第8表 販売方法別林家数の割合 (%)

保有山林	用材				薪炭材					販売量の割合		
	販売した林家数	立木のみ	素材のみ	立木と素材	販売した林家数	木炭	薪	木炭の原木	薪の原木	そだ	用材を立木で販売した割合	薪炭材を原木で販売した割合
1反 ~ 3反	100.0	77.0	19.6	2.7	100.0	28.3	50.9	6.7	13.6	13.2	83.2	24.5
3 ~ 5反	100.0	79.6	18.1	2.3	100.0	28.4	50.7	7.6	14.4	12.8	82.9	36.4
5反 ~ 1町	100.0	79.2	18.3	2.5	100.0	33.3	49.5	7.4	12.4	11.5	84.2	31.4
1 ~ 3町	100.0	79.3	18.2	2.5	100.0	40.3	44.4	8.7	11.8	9.0	85.4	30.7
3 ~ 5町	100.0	78.2	19.0	2.8	100.0	46.3	40.0	10.6	11.6	7.4	85.4	40.4
5 ~ 10町	100.0	76.7	19.8	3.5	100.0	48.2	38.0	13.5	12.4	6.5	82.9	43.7
10 ~ 20町	100.0	75.8	19.8	4.4	100.0	51.4	32.7	16.9	12.9	5.1	84.0	59.0
20 ~ 30町	100.0	75.4	19.3	5.3	100.0	51.2	30.6	23.0	14.4	6.1	82.9	31.5
30 ~ 50町	100.0	74.2	19.8	6.0	100.0	48.1	27.8	27.1	15.9	4.7	95.9	61.0
50 ~ 100町	100.0	74.2	20.3	5.5	100.0	44.9	25.3	32.8	17.2	4.0	80.4	70.7
100 ~ 200町	100.0	69.3	21.8	8.9	100.0	37.5	28.4	39.7	20.4	3.1	73.5	65.4
200 ~ 500町	100.0	64.0	26.3	9.7	100.0	34.7	24.4	46.3	13.2	2.5	80.2	43.6
500町以上	100.0	62.9	27.4	9.7	100.0	33.0	21.3	53.2	18.1	2.1	62.9	59.9
総数	100.0	77.7	19.1	3.2	100.0	42.3	41.6	11.5	12.5	8.3	82.2	42.7

(注) 1960年センサス 1959年2月~1960年1月の1年間の実績である。

のウエイトが圧倒的に高く、支配的であることは明らかであろう。このことは、いうまでもなく、用材の販売においては、採取加工過程での附加価値を追求する形態のものは、保有規模の大きい層においてもなお少ないということを手話しているものといえよう。特に、家族経営的林業においては、伐出過程には若い屈強な男の労働を心要とするため、家族労力の負担にたえかねるという事情がある。

つぎに、薪炭材の販売方法についてみると、木炭にして販売したものが42.3%、薪にしたものが41.6%と多く原木のまま販売したものが11~12%余り、そだは8.3%となっている。これを、山林保有の規模別にみると、木炭では、5反未満の28%余りから漸増し、10~30町層で51%余りと最高の値を示し、以下漸減して「500町以上」では33%となる。薪については、明らかに大規模層ほど低くなっている。ともあれ、薪炭材については、木炭・薪にして販売するものが小規模層において特に支配的であるのは、採取過程における経済的技術的性格が家族経営に適していたという理由のほか、家族労働力の燃焼の場として、それらに収入源を求めざるを得なかった社会的・歴史的条件によることは当然であろう。

このように、用材を主体として考えるならば育林過程

と伐出過程が分離されて行なわれるのが一般的であるので、そうした経営、生産構造のもとでは、流通構造のあり方も、これに規定される面が少なくない。

(i) 低位商品生産における流通の構造

これは、家計補充的林業あるいは兼営林業において、家計と経営あるいは農業と林業の未分離、生活のための所得絶対額の追求が基本的構造となっており、流通市場は個別的=孤立分散的であって、非恒常的な販売が行なわれる。このような生産過程と密着した流通のあり方としての、販売過程としては、「供給の小規模零細性・偶発性・副業性・家計補充性・自給との結合性、等々といった点に規定されて、(i) 供給の不安定と季節性・断続性(ii) 一山一挙販売 (iii) 前借による返済販売 (iv) 庭先販売のための相手選択の浮動性・偶発性 (v) これらによる価格変動の大と市況不安定、中間流通経費の割高 (vi) 取引方式の旧さと商人支配 (vii) 等々の特徴が林業の生産物においても支配的となる。

したがって、流通構造のありかたは、近代的完全競争市場の未成熟と問屋支配による古い取引機構の定在によって規定されることになる。このような流通構造は、わが国の小規模林家の商品生産過程に支配的にみられる形のものである。近年、次第にその姿を変えつゝあるとは

いえ、今日なおその根底に多かれ少なかれ横たわっているものと考えられる。

(ii) 商品生産の発展— 一部共販化— と流通構造

商品生産の一層の発展によって、一地域を中心とする生産物市場との直結化の拡大が行なわれる。

ここでの個別経営における流通のあり方としての販売過程としては、(i) 個別的な販売の一部が市売り市場などを通して「集合化」される。(ii) しかし、「集合化」ないしは部分的「流通の共同化」が行なわれるとしても、森林組合などの指導による、個別販売の単なる「集合」といった性格を脱しきらぬことが多い。(iii) したがって、個別経営の流通への主体的働きかけはまた極めて微弱である。(iv) また、それ故に森林組合や各協同組合を利用して委託販売を行なうといったこと等もまだ遅れがらである。

したがって、流通構造の全体としては、市場拡大と消費市場との直結化の進展、商人排除の漸次的進行がみられる。しかしながら、まだそれは完全ではなく、市場分断や、商人資本の活躍の余地が広範に残されている。

このような流通構造の基底は、比較的林業生産の進んだ地域に多くみられるのであるが、この流通構造のあり方そのものも、わが国の資本主義発展のあり方に大きく規定されての定在なのである。

また、林業をとりまく経済的な一層の拡大発展は、ますます流通構造そのものもつ基底を変貌せしめて行くであろう。その上で、中間商業資本の完全な排除、流通過程の共同化、又は系列化の進行、資本による一層の掌握化の進展等が進むであろう。

しかしながら、現状における個別経営の生産構造のもとにおける流通構造の基底は、上述の2つの形が土台となっているものと考えられる。

(7) 前掲「家族農業経営の変貌過程」51～72頁

IV 家族経営的林業の変貌の契機

さて、以上みてきたような家族経営的林業も、近年における資本主義の高度発展の中で、幾つかの変貌のきざしをみることが出来る。その幾つかについて簡単にみておこう。

(i) 家族労働力の減少と機会費用概念の導入

農林省の「農家経済調査」によれば、この10年間に家族員数では約2割、家族労働力においては約3割に近い減少がみられる。しかしながら、一方、農家戸数はさほど減少していないので、当然兼業化の進行を伴って進んでいることになる。たとえば、昭和25年には兼業化率は50%であったものが、昭和35年には65.7%に増大している。しかも、兼業農家の中で、第2種兼業農家は、昭

和25年の21.6%から、昭和35年には32.1%と激増している。こうした兼業化の進行は、第2次・第3次産業への進出という形で進んでいるわけであるから、これまで、主として農山村に滞留する過剰人口をてこととして営まれてきた家族経営的林業の基盤を変化させる契機となるのである。したがって、最近の農山村では、人は居ても、林業関係の労務は不足するという現象が生じている。もっとも、この不足化の意味は、高い賃金での雇傭が不可能であるということにすぎず、労働力の絶対的不足ではない。

このような、いわば外から与えられた労働の機会の拡大によって、農家ないしは林家が1日当りの労働所得を経済指標として用いることが一般化される。たとえば、1人1日の労働を林業に投下するか、あるいは林業以外に投下する方がトクかという比較を、農家自からか行ない得るようになる。もちろん、一方は労賃であるのに、一方は労働所得であるから、直接的比較は本来意味をなさないし、また、農林業に固定化された家族労働力は、その利用上他産業との間に自由な競争が行ないうるとはいえないが、ともかく、農家にとっては労働の評価に対する機会費用の概念が導入される。このことが、林業経営を単なる財産保持的あるいは家族労働力の消極的燃焼の場としての概念から、次第に変えさせる契機になっていることは否定できない。

(ii) 木材需要構造の変化

一方、最近における木材需要は、これまでの経級間の価格差を縮め、相対的には小径木の価格上昇をもたらしたことによって、伐期の短縮が行なわれるようになったことである。また、薪炭材、とくに木炭・薪の需要が減少してきた結果、これまでの薪炭林を、次第に用材林に転換する方向が一般化してきている。それらは、特にパルプ原木化の進展と結びつくことによって、より早められている。

このような契機は、当然育林生産のありかたに変化をもたらすことになる。すなわち、密植、施肥林業の進展と、育林手入れの集約化、それに伴う技術の高度化等を、経営自体が企図せねばならなくなる。

個別経営にとっては、一方で労働力の他出化に伴う労働力の相対的不足と、経営集約化への指向という2つの困難な問題の克服のためには、やはり機械化の方向が打出されなくてはならない。最近の下刈用機械、伐木・運材用の機械の普及は、その一つの意欲の現われとみられる。しかしながら、こうした方向も、家族経営的林業の枠内では一定の限界をもつために、むしろ一般的には労働力の強化という形で対応している場合が多いことは注目されなくてはならない。

(iii) 生活水準の形成

家族労働力の他出化の傾向と、それに伴う機会費用概念の導入、兼業家族の都市消費水準の農家内部への持ち込み等の契機によって、生活水準がある一定の水準に形成されつつあること。たとえば、つぎの第9表をみると明らかなように、昭和12年、25年、34年の生活費の比較では、次第に階層間の差をちぢめ、均等化の傾向にあ

第9表 経営階層別生活費（1戸当り）指数変化

経営耕地	年次	昭和12	25	34
		5反 ~ 1町	100	100
1 ~ 1.5町	126	128	119	
1.5 ~ 2町	148	140	134	
2町以上	182	167	165	

(注) 磯辺編「家族農業経営の変遷過程」43頁

ることである。つまり、それまでは個々の生活程度は、個々の所得に応じて、バラバラに行なわれており、所得の低さは消費生活にシワよせすることによって、カバーされていたのであるが、一旦、社会的に生活水準が形成されることになると、生活程度を勝手に切り下げることは段々できなくなる。経営にとって、生活水準の維持は一つの強制的な要素となるのである。したがって、個別経営にとっては、少なくとも社会的平均的な生活水準を維持するために必要な所得を上げざるを得ないという要求が生れてくることになる。

(iv) 林地価格の高騰と自己保有地拡大の困難性

周知のように、最近における林地価格の高騰は、いわゆる資本制的地地の資本化という命題のみでは解せない高さになっている。それは、理論的には地代ではなくて、単位面積当りの林業所得から導かれる、いわば農民の水準における地価形成ともいべきものである。

そのような、資本制的な経済計算からみると著しく高い地価が、現実における林地価格水準として形成されている以上、林家が経営面積を拡大するためには、この高い林地を購入しなくてはならないわけであるが、その地価が実は利潤を控除した地代の資本還元としてではなく、林業所得から導かれたものであるから、林業生産よりの利潤からは、とうてい購入することはできないであろう。

しかも、土地購入に投下される資本は、生産に直接役立つものではなく、むしろ、投下されるべき林業資本を削減させる結果となる。このような条件は、企業経営発展への阻止的要因となる。

V 家族経営的林業の性格
— むすびにかえて —

以上みてきたように、家族経営的林業の特徴は、家族

労働力を根幹として営まれており、経営者と労働者および土地所有者が未分離のまま、一体をなしているということである。したがって、資本家の企業経営にみられるような、資本家には平均利潤を、労働者には労賃を、土地所有者には地代を確保させるという条件をもたない、家族経営的林業の存立のための絶対的限界としては、実際に支出した費用を差引いた残りの部分が、自分自身に支払う労賃にすぎない場合でも存続しうる。

このような家族経営的林業においては、林産物の販売収入たる粗収益から、実際に支払った費用をさし引いた残りとして出てくる林業所得は、家族労働に対する報酬として現象する。しかも、この形態的林業では、他の産業、とくに農業収入との関係において、補完的に営まれる場合では、林業それ自体としては、労賃水準以下になるような場合でも、生産は続行されることが少なくない。むしろ、家族労働力の完全燃焼をはかり、将来に対する積立て貯蓄と観念することによって、生産費を割るような低い価格でも生産を続行するという意味のものが強いのである。「基本問題」の目ざす家族経営的林業のネライの一つはここにあるといつてよいのではあるまいか。

もっとも、最近におけるように、農山村における生活水準が個別的な差をちぢめ、次第に平均的な生活水準を形成して、勝手に生活程度を切り下げることが許されなくなりつつある一方、労賃評価の観念が単なる個別的なものから、機会費用概念の導入を通じて、社会的な労賃水準の形成ということが成立しつつある今日では、そうした過度労働あるいは生活の切りつめは一定の限界をもつことは当然である。

ともあれ、資本家的な企業の内容を必ずしも必要としない家族経営的林業においては、ある一定の限度（社会的に形成される生活水準）までは、たとえ所得の低下があっても経営は続行されるわけであり、これが家族経営の強靱性として説かれているゆえんなのである。

それではなぜ、こうした家族経営的林業においては、労賃、利潤、地代を分配し得るような所得が実現されないのだろうか。他の条件を捨象して原理的にいえば、生産物の市場価格が、もともと天然林の伐出に支えられて、いいかえると、原生林の採取業を根幹として営まれてきたという歴史的条件があり、また、その程度の供給量で、ちょうど社会の需要にみあっていたことのためでもある。しかし、次第に社会の需要は、採取林業のみでは十分に満すことができなくなり、やがて、豊度、位置ともに優位の林地から育林生産が発生するに至る。だが、この場合においても、市場価格が、土地、資本、労働に対して、それぞれの存立に充分なだけの収入を与え

る高さを要求する歴史的條件が存在しなかったのである。それは、原始取得的な山林の存在、いいかえると、先祖の残してくれた山林をタダと見積るような家族経営的林業の存在と、一方において資本家的企業概念からは異質な国有林および公有林の存在であろう。こうした形態の林野所有のもとでは、家族経営は、地代や利潤を要求することを止めて、農業との兼営という形で、事実上は賃労働所得を目的とすることによって、林業生産を存続せしめてきたのであり、国有林や公有林においても過去に囲い込んだ山林の物質的基盤を基礎に、必ずしも資本家的利潤概念で経過しなかったのである。

上においてみたような、利潤はおろか地代すらも要求しないような家族経営的林業が広範に存在している日本においては、他の先進諸国に比して、概して林産物価格は低水準であってしかるべきはずである。しかし、現実には必ずしもそうではない。それは、わが国における林産物供給が、元来の天然林から次第に人工林にその主体を移してきており、前述した限りでのコスト高と、それを反映しての伐りおしみが、木材価格を引上げる方向に働いているものと考えられる。もちろん、そのような発展を可能ならしめたのは、わが国経済の高度成長に求められねばならないが、しかし、いまだ資本家的な利潤を生むに至らない段階での価格水準なのである。それは、他の国における広大な原始林の存在によって、より多くチェックされるし、代替材の進出という点からも、容易に木材価格上昇にまで結びつかないのである。

このように、木材価格が、資本家的企業経営にまで進化するような高い水準に上昇し得ず、その限りでは、低価格で推移しながら、一方、消費する立場からみると

高価格であるということの矛盾は、上述した家族経営的林業の広範な存在そのものの生産関係の中に胚胎しているとはいえないであろうか。

それは、経営規模の零細性と、その主部門としての農業自体の自作農的土地所有制に基本的に規定されて、労働生産性を向上させる合理的な技術体系の導入を資本的にも、また物理的にも排除してきた結果なのである。

以上のようにみえてくるならば、「基本問題」が林業の「非近代性」、「非企業的性格」を取除くために、零細な林野所有を克服するということを主張し、あるいはまた、「消費者に対し経済的に林産物を供給し、就業者の生活水準の向上をもたらす」^{*)}ことをめざすとしても、家族経営的林業の枠内にとどまる限り、けっして、固有の構造的矛盾からは、脱脚しうるものではないということが明らかになったであろう。したがって、真に林業の近代化あるいは企業経営化を成立させるためには、家族経営的土地所有制そのものを破って行くより他に道はないであろう。
(1962年9月)

参 考 文 献

1. 磯辺秀俊編「家族経営の変貌過程」昭和37年、東大出版
2. 磯辺秀俊・杉野忠夫共訳「チャーヤーンフ小農経済の原理」昭和32年、大明堂
3. TAYLOR ; Agricultural Economics. The Macmillan Company. 1922
4. DAVID ; Sozialismus und Landwirtschaft, verlag von Quelle & Meyer in Leipzig.